

令和 7 年 1 2 月県議会定例会付議予定案件

令和 7 年 1 1 月

和歌山県財政課

1. 令和7年度補正予算案件 5件

議案第146号 令和7年度和歌山県一般会計補正予算

○補正額 3,621,430千円
(補正前予算総額 616,925,253千円 →
補正後予算総額 620,546,683千円)

○繰越明許費の設定(追加)

○債務負担行為の設定(追加)

議案第147号 令和7年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

○補正額 1,710千円
(補正前予算総額 25,471,941千円 →
補正後予算総額 25,473,651千円)

○債務負担行為の設定(追加)

議案第148号 令和7年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

○補正額 30,783千円
(補正前予算総額 2,756,736千円 →
補正後予算総額 2,787,519千円)

議案第149号 令和7年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

○補正額 5,061千円
(補正前予算総額 4,768,279千円 →
補正後予算総額 4,773,340千円)

議案第150号 令和7年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

○補正額 614千円
(補正前予算総額 2,458,864千円 →
補正後予算総額 2,459,478千円)

2. 条例案件 16件

議案第151号 和歌山県公告式条例の一部を改正する条例

(総務課)

地方自治法等の一部改正に伴い、条例を公布しようとするときに知事がしなければならない署名について、電子署名によることができることとするもの

- ・施行日：公布の日

議案第152号 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

(職員課)

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めるもの

- ・内容：期末手当の支給割合の改定

	6月	12月	合計
現 行	1.725月	1.725月	3.45月
改正後(R7年度)	1.725月	1.775月	3.50月
改正後(R8年度)	1.750月	1.750月	3.50月

- ・施行日：公布の日（一部は、令和8年4月1日）

なお、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」等で、当該条例を準用しているため、議会の議員、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同様に改定される。

議案第153号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員課)

職員の給与について、その給料月額、自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額並びに宿日直手当及び初任給調整手当の上限額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるもの

- ・内容：

(1) 給料月額の改定

改定率	行政職給料表	3.3%
	研究職給料表	3.2%
	医療職給料表(1)	3.4%
	医療職給料表(2)	3.2%
	医療職給料表(3)	3.3%

(2) 通勤手当の額の改定

「自転車等（自動車を除く。）利用者に対する額」、「自動車利用者のうち使用距離が片道64km未満である職員に対する額」について、38,700円を上限に引上げ

(3) 宿日直手当の支給限度額の改定

例：通常の宿日直勤務 4,400円 → 4,700円

(4) 初任給調整手当の支給限度額の改定

医師・歯科医師

月額 416,600円 → 月額 417,600円

(5) 期末手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	一般職員			特定幹部職員		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	1.25月	1.25月	2.5月	1.05月	1.05月	2.1月
改正後 (R7年度)	1.25月	1.275月	2.525月	1.05月	1.075月	2.125月
改正後 (R8年度)	1.2625月	1.2625月	2.525月	1.0625月	1.0625月	2.125月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	一般職員			特定幹部職員		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	0.7月	0.7月	1.4月	0.6月	0.6月	1.2月
改正後 (R7年度)	0.7月	0.725月	1.425月	0.6月	0.625月	1.225月
改正後 (R8年度)	0.7125月	0.7125月	1.425月	0.6125月	0.6125月	1.225月

(6) 勤勉手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	一般職員			特定幹部職員		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	1.05月	1.05月	2.1月	1.25月	1.25月	2.5月
改正後 (R7年度)	1.05月	1.075月	2.125月	1.25月	1.275月	2.525月
改正後 (R8年度)	1.0625月	1.0625月	2.125月	1.2625月	1.2625月	2.525月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	一般職員			特定幹部職員		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	0.5月	0.5月	1.0月	0.6月	0.6月	1.2月
改正後 (R7年度)	0.5月	0.525月	1.025月	0.6月	0.625月	1.225月
改正後 (R8年度)	0.5125月	0.5125月	1.025月	0.6125月	0.6125月	1.225月

(7) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、職員の給料月額（医療職給料表（1）の適用を受ける職員に係るものを除く。）を、給料表の各号給の額に100分の99.38を乗じて得た額とする。

・施行日：公布の日（一部は、令和8年4月1日）

議案第 1 5 4 号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員課)

一般職の任期付研究員の給与について、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の給料月額の設定を行うとともに、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めるもの

・ 内容：

(1) 給料月額の設定

(2) 期末手当の支給割合の設定

	6 月	1 2 月	合計
現 行	1. 725 月	1. 725 月	3. 45 月
改正後 (R7 年度)	1. 725 月	1. 775 月	3. 50 月
改正後 (R8 年度)	1. 750 月	1. 750 月	3. 50 月

(3) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、任期付研究員 (第 1 号及び第 2 号) の給料月額を、(1) の給料月額に 100 分の 99. 38 を乗じて得た額とする。

・ 施行日：公布の日 (一部は、令和 8 年 4 月 1 日)

議案第 1 5 5 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(職員課)

一般職の任期付職員の給与について、特定任期付職員の給料月額の設定を行うとともに、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、規定の整備を行うもの

・ 内容：

(1) 給料月額の設定

(2) 期末手当の支給割合の設定

	6 月	1 2 月	合計
現 行	0. 95 月	0. 95 月	1. 9 月
改正後 (R7 年度)	0. 95 月	0. 975 月	1. 925 月
改正後 (R8 年度)	0. 9625 月	0. 9625 月	1. 925 月

(3) 勤勉手当の支給割合の設定

	6 月	1 2 月	合計
現 行	0. 875 月	0. 875 月	1. 75 月
改正後 (R7 年度)	0. 875 月	0. 9 月	1. 775 月
改正後 (R8 年度)	0. 8875 月	0. 8875 月	1. 775 月

(4) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、特定任期付職員の給料月額を、(1) の給料月額に 100 分の 99. 38 を乗じて得た額とする。

・ 施行日：公布の日 (一部は、令和 8 年 4 月 1 日)

議案第 1 5 6 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(職員課)

会計年度任用職員の給与について、その基準月額に係る基礎額及び上限額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるもの

・ 内容：

(1) 基準月額に係る基礎額及び上限額の改定

(2) 期末手当の支給割合の改定

	6 月	1 2 月	合計
現 行	1. 25 月	1. 25 月	2. 5 月
改正後 (R7 年度)	1. 25 月	1. 275 月	2. 525 月
改正後 (R8 年度)	1. 2625 月	1. 2625 月	2. 525 月

(3) 勤勉手当の支給割合の改定

	6 月	1 2 月	合計
現 行	1. 05 月	1. 05 月	2. 1 月
改正後 (R7 年度)	1. 05 月	1. 075 月	2. 125 月
改正後 (R8 年度)	1. 0625 月	1. 0625 月	2. 125 月

・ 施行日：公布の日（一部は、令和 8 年 4 月 1 日）

議案第 1 5 7 号 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(市町村課)

医療法に基づく知事の権限に属する事務の一部を和歌山市が処理することとするとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行うもの

・ 施行日：公布の日

議案第 1 5 8 号 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(こども未来課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの

・ 施行日：公布の日

議案第 1 5 9 号 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
(建築住宅課)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの

・ 施行日：公布の日

教育職員の給与について、その給料月額、自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額並びに宿日直手当及び義務教育等教員特別手当の上限額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるもの

・ 内容：

(1) 給料月額の改定 改定率 3.1%

(2) 通勤手当の額の改定

「自転車等（自動車を除く。）利用者に対する額」、「自動車利用者のうち使用距離が片道 64km 未満である職員に対する額」について、38,700 円を上限に引上げ

(3) 宿日直手当の支給限度額の改定

例：通常の宿日直勤務 4,400 円 → 4,700 円

(4) 期末手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	6 月	12 月	合計
現 行	1.25 月	1.25 月	2.5 月
改正後（R7 年度）	1.25 月	1.275 月	2.525 月
改正後（R8 年度）	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	6 月	12 月	合計
現 行	0.7 月	0.7 月	1.4 月
改正後（R7 年度）	0.7 月	0.725 月	1.425 月
改正後（R8 年度）	0.7125 月	0.7125 月	1.425 月

(5) 勤勉手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	6 月	12 月	合計
現 行	1.05 月	1.05 月	2.1 月
改正後（R7 年度）	1.05 月	1.075 月	2.125 月
改正後（R8 年度）	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	6 月	12 月	合計
現 行	0.5 月	0.5 月	1.0 月
改正後（R7 年度）	0.5 月	0.525 月	1.025 月
改正後（R8 年度）	0.5125 月	0.5125 月	1.025 月

(6) 義務教育等教員特別手当の限度額の改定

8,000 円 → 8,600 円

(7) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、職員の給料月額を、給料表の各号給の額に 100 分の 99.38 を乗じて得た額とする。

・ 施行日：公布の日（一部は、令和 8 年 1 月 1 日又は令和 8 年 4 月 1 日）

議案第 1 6 1 号 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(〈教〉教職員課)

市町村立学校職員の給与について、その給料月額、自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額並びに宿日直手当及び義務教育等教員特別手当の上限額の改定を行うとともに、所要の改正を行うもの

・ 内容：

(1) 給料月額の改定

改定率	小学校、中学校等教育職員給料表	3. 3%
	高等学校等教育職員給料表	3. 1%
	学校栄養職員給料表	3. 3%

(2) 超過勤務手当及び休日勤務手当の支給対象の見直し

(3) 通勤手当の額の改定

「自転車等（自動車を除く。）利用者に対する額」、「自動車利用者のうち使用距離が片道 6 4 km 未満である職員に対する額」について、3 8, 7 0 0 円を上限に引上げ

(4) 特殊勤務手当の準単級手当及び複式手当の廃止

(5) 宿日直手当の支給限度額の改定

例：通常の宿日直勤務 4, 4 0 0 円 → 4, 7 0 0 円

(6) 義務教育等教員特別手当の限度額の改定

8, 0 0 0 円 → 8, 6 0 0 円

(7) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、職員の給料月額を、給料表の各号給の額に 100 分の 99. 38 を乗じて得た額とする。

・ 施行日：公布の日（一部は、令和 8 年 1 月 1 日）

議案第 1 6 2 号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(〈教〉教職員課)

教職調整額について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、その支給割合を改めるとともに、指導改善研修被認定者である教育職員に支給しないこととするもの

・ 内容：

(1) 教職調整額の支給割合の改正

1 0 0 分の 4 → 1 0 0 分の 1 0

※令和 8 年 1 月 1 日から毎年 100 分の 1 ずつ段階的に実施

(2) 指導改善研修被認定者である教育職員の処遇の変更

・ 施行日：令和 8 年 1 月 1 日

議案第 163 号 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
(監査委員事務局)

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの
・施行日：公布の日

議案第 164 号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (＜警＞警務課)

警察官の給与について、その給料月額、自転車等を使用する警察官に係る通勤手当の額及び宿日直手当の上限額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるもの

・内容：

(1) 給料月額の改定 改定率 3.4%

(2) 通勤手当の額の改定

「自転車等（自動車を除く。）利用者に対する額」、「自動車利用者のうち使用距離が片道 64km 未満である警察官に対する額」について、38,700円を上限に引上げ

(3) 宿日直手当の支給限度額の改定

例：通常の宿日直勤務 4,400円 → 4,700円

(4) 期末手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官】

	一般警察官			特定幹部警察官		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	1.25月	1.25月	2.5月	1.05月	1.05月	2.1月
改正後 (R7年度)	1.25月	1.275月	2.525月	1.05月	1.075月	2.125月
改正後 (R8年度)	1.2625月	1.2625月	2.525月	1.0625月	1.0625月	2.125月

【定年前再任用短時間勤務警察官】

	一般警察官			特定幹部警察官		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	0.7月	0.7月	1.4月	0.6月	0.6月	1.2月
改正後 (R7年度)	0.7月	0.725月	1.425月	0.6月	0.625月	1.225月
改正後 (R8年度)	0.7125月	0.7125月	1.425月	0.6125月	0.6125月	1.225月

(5) 勤勉手当の支給割合の改定

【定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官】

	一般警察官			特定幹部警察官		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	1.05月	1.05月	2.1月	1.25月	1.25月	2.5月
改正後 (R7年度)	1.05月	1.075月	2.125月	1.25月	1.275月	2.525月
改正後 (R8年度)	1.0625月	1.0625月	2.125月	1.2625月	1.2625月	2.525月

【定年前再任用短時間勤務警察官】

	一般警察官			特定幹部警察官		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
現行	0.5月	0.5月	1.0月	0.6月	0.6月	1.2月
改正後 (R7年度)	0.5月	0.525月	1.025月	0.6月	0.625月	1.225月
改正後 (R8年度)	0.5125月	0.5125月	1.025月	0.6125月	0.6125月	1.225月

(6) 給料月額の特例措置

公民較差を解消するため、警察官の給料月額を、給料表の各号給の額に100分の99.38を乗じて得た額とする。

・施行日：公布の日（一部は、令和8年4月1日）

議案第165号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
(＜警＞警務課)

橋本市の字の区域の変更に伴い、所要の改正を行うもの

・施行日：公布の日

議案第166号 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

政党助成法等の一部改正に伴い、同法第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、政治資金規正法等の一部改正に伴う所要の改正等を行うもの

・施行日：令和8年1月1日（一部は、公布の日）

3. その他案件 10件

議案第167号 令和7年度建設事業施行に伴う市町村負担金について (財政課)

負担金額 300千円

議案第 168 号 当せん金付証票の発売総額について

(財政課)

令和 8 年度中の当せん金付証票(宝くじ)の発売総額について、議会の議決を求めるもの

発売総額 12,000,000 千円以内

議案第 169 号 訴訟の提起について

(建築住宅課)

県営住宅家賃滞納者に対する住宅明渡し及び滞納家賃請求の訴訟を提起することについて、議会の議決を求めるもの

・相手方：10 名

議案第 170 号 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）の指定管理者の指定について

(障害福祉課)

指定管理者指定のため、議会の議決を求めるもの

・指定管理者候補者：社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

議案第 171 号 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）の指定管理者の指定について

(障害福祉課)

指定管理者指定のため、議会の議決を求めるもの

・指定管理者候補者：一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会

議案第 172 号 由良港小型船舶係留施設の指定管理者の指定について

(港湾空港振興課)

指定管理者指定のため、議会の議決を求めるもの

・指定管理者候補者：由良町

議案第 173 号 日高港緑地の指定管理者の指定について

(港湾空港振興課)

指定管理者指定のため、議会の議決を求めるもの

・指定管理者候補者：御坊市

議案第 174 号 和歌山県総合計画（2026（令和 8）年度～2030（令和 12）年度）の策定について

(企画課)

和歌山県総合計画（2026（令和 8）年度～2030（令和 12）年度）の策定について、和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第 175 号 和歌山県長期総合計画（2017（平成 29）年度～2026（令和 8）年度）の
廃止について（企画課）

和歌山県長期総合計画（2017（平成 29）年度～2026（令和 8）年度）の
廃止について、和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 3
条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの

議案第 176 号 工事請負契約の締結について（道路建設課）

工 事 名：白浜久木線（仮称庄川久木 1 号トンネル）道路改良工事
契 約 金 額：3,768,050,000 円
契約の相手方：奥村・尾花・吉田建設工事共同企業体
契 約 の 方 法：一般競争入札（総合評価落札方式）

4. 委任専決処分報告 24 件

諸報第 57 号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和 7 年 10 月 2 日専決＞

企画部 1 件 2,949,555 円
事故発生日：令和 6 年 9 月 6 日

諸報第 58 号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和 7 年 10 月 8 日専決＞

総務部 1 件 53,746 円
事故発生日：令和 7 年 4 月 4 日

諸報第 59 号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について
＜令和 7 年 10 月 8 日専決＞

県土整備部 1 件 167,073 円
事故発生日：令和 7 年 7 月 8 日

諸報第 60 号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について
＜令和 7 年 10 月 8 日専決＞

県土整備部 1 件 311,234 円
事故発生日：令和 7 年 7 月 30 日

諸報第61号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月8日専決＞

県土整備部 1件 65,367円
事故発生日：令和7年8月22日

諸報第62号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月8日専決＞

県土整備部 1件 129,745円
事故発生日：令和7年9月15日

諸報第63号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月9日専決＞

県土整備部 1件 18,568円
事故発生日：令和7年8月3日

諸報第64号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月10日専決＞

県土整備部 1件 402,039円
事故発生日：令和7年7月29日

諸報第65号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月20日専決＞

県土整備部 1件 2,163,000円
事故発生日：令和7年5月12日

諸報第66号 車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月20日専決＞

県土整備部 1件 156,585円
事故発生日：令和7年7月22日

諸報第67号 フェンス損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月20日専決＞

県土整備部 1件 27,060円

事故発生日：令和7年6月16日

諸報第68号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 106,150円
事故発生日：令和7年4月15日

諸報第69号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 1,120,900円
事故発生日：令和7年4月19日

諸報第70号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 445,632円
事故発生日：令和7年4月29日

諸報第71号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 288,277円
事故発生日：令和7年5月2日

諸報第72号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 151,800円
事故発生日：令和7年5月13日

諸報第73号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について
＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 48,510円
事故発生日：令和7年6月2日

諸報第74号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 455,771円
事故発生日：令和7年6月7日

諸報第75号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 48,500円
事故発生日：令和7年6月30日

諸報第76号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年10月22日専決＞

警察本部 1件 82,000円
事故発生日：令和7年8月24日

諸報第77号 車両転倒事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年11月17日専決＞

県土整備部 1件 580,542円
事故発生日：令和4年3月19日

諸報第78号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年11月17日専決＞

商工労働部 1件 1,073,078円
事故発生日：令和7年2月20日

諸報第79号 職員の公務中における車両損傷事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年11月17日専決＞

商工労働部 1件 102,850円
事故発生日：令和7年10月10日

諸報第80号 職員の公務中における交通事故に伴う損害賠償の額について

＜令和7年11月21日専決＞

県土整備部 1件 330,575円
事故発生日：令和6年11月22日